

# 水質保全対策事業（指定湖沼対策促進型）（新規）

【100（－）百万円】

## 対策のポイント

農地等の面源から指定湖沼への流出負荷を抑制する対策を重点的に実施し、農業用排水路の水質改善を図り、指定湖沼の水質保全に貢献します。

（指定湖沼とは）

湖沼水質保全特別措置法で定められる、水質汚濁具合の推移等からみて特に水質保全に関する対策を総合的に実施する必要がある湖沼のことをいいます。

## 政策目標

農村地域及び指定湖沼における水質環境の改善・保全

### <内容>

#### 1. 水質保全施設整備

農業用排水路等の水質浄化を図るため、地域の実情に応じて、以下の施設整備を実施します。

- ① 水生生物等を利用した水質浄化を行うための施設整備
- ② 水質浄化施設の適正な管理を行うための維持管理施設整備
- ③ 汚泥処理等のための処理施設整備
- ④ 植栽等の環境保全施設整備
- ⑤ 面源負荷抑制のための施設整備
- ⑥ ①から⑤と併せ行う施設整備

#### 2. 支援事業

湖沼水質保全特別措置法によって定められた指定湖沼の流出水対策地区においては、支援事業を実施します。

具体的には、①節水かんがいや濁水の流出を防止する用排水管理を普及させるための技術指導、②施設の最適な管理運営を行うための試験運用、③流出入負荷実態の把握及び検証、④水質浄化施設導入による掛かり増し経費に対して助成を行います。

### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村
2. 補助率 1／2（上記1及び2の①から③まで）、定額（上記2の④）
3. 事業実施期間 平成21年度～

【担当】 農村振興局水資源課農業用水対策室  
草薙・篠崎（03）3502－6200（直）